

税金 トレンド!

税金の「今」
がわかる!

ZEIKIN
TREND

物価上昇のご時世だから節税したい。
節税のメリットとデメリットは?!

どんな節税方法があるの?



経営者にとって、常に頭にあるのは節税。しかし、相手(国税当局)もさる者。じわりじわりと節税策が封じ込められてきています。そんな中、実は地味な節税が最も王道かもしれません。節税策の中には、法人税の節税の半面、個人の所得税や社会保険に影響が出るものもありますから、メリットとデメリットをしっかりと理解して、賢く節税しましょう。

1

節税対策1 経営セーフティ共済の加入

① 制度の概要

経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)は、取引先事業者が倒産した際に、中小企業が連鎖倒産や経営難に陥ることを防ぐための制度です。無担保・無保証人で掛金の最高10倍(上限8,000万円)まで借入れでき、掛金は損金または必要経費に算入できます。

② 経営セーフティ共済のメリット

(1) 掛金が損金に算入できる

掛金月額額は5,000円~20万円まで自由に設定できます。また、随時、増額・減額できるので、業績を見ながら調整することができます。1年以内の前納掛金も払い込んだ期の損金に算入できます。

(2) 無担保・無保証人で、掛金の10倍まで借入れ可能

無担保・無保証人で借入れが受けられます。共済金貸付額の上限は「回収困難となった売掛金債権等の額」か「納付された掛金総額の10倍(最高8,000万円)」の、いずれか少ないほうの金額となります。

(3) 解約手当金が受けとれる

自己都合の解約であっても、掛金を12か月以上納めていれば掛金総額の8割以上が戻り、40か月以上納めていれば、掛金全額が戻ります(12か月未満は掛け捨てとなります)。

③ 経営セーフティ共済のデメリット

(1) 800万円までしか積み立てられない

掛金の最大値20万円で積み立てた場合、40回(3年4か月)で上限の800万円に達してしまいます。

(2) 出口戦略が難しい

解約返戻金は分割で受け取ることができず、一括で受け取ることとなります。また、解約返戻金は収益となりますので、利益が少ない(又は赤字)ときに解約するか、設備投資や退職金の支払いがあるときを狙って解約することが重要です。

(参考) 独立行政法人 中小企業基盤整備機構ホームページ
<https://www.smrj.go.jp/kyosai/kyosai/index.html>

2

節税対策2

資産購入で減価償却

① 4年落ち中古車の購入

中古資産は、既に耐用年数の一部が経過していて耐用年数が短いということを利用した節税方法です。普通自動車の法定耐用年数は6年ですが、例えば、「4年落ちの中古車」を購入した場合は、耐用年数が2年となります。この場合、「定率法」であれば、全額を損金に算入することも可能な場合があります。

中古資産の耐用年数＝

(法定耐用年数－経過年数)＋経過年数×20%

【4年落ちの中古車の場合】

小数点以下切り捨て

(6年－4年)＋4年×20%＝2.8年＝2年

② 30万円未満の減価償却資産を購入する

青色申告を行っている中小企業は、購入した減価償却資産の取得価額が30万円未満の場合は、全額を損金に計上することができます。(中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例)

③ 資産購入のデメリット

当然ですが、資産を購入するとキャッシュフローが悪化します。ですから、この節税は資金にゆとりがあり、また、将来への投資として資産を購入することが目的でなければなりません。また、10万円超30万円未満の消耗品について、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例を利用する場合は、償却資産税がかかる場合がありますので注意が必要です。なお、10万円未満の減価償却資産の取得は全額が損金になり、償却資産税も非課税です。

④ 留意事項

決算期末に購入した自動車が納車になっていない、減価償却資産を事業の用に供していない場合は、税務調査で損金性が否認されることになりますので、納車日や納品日、試運転やセットアップした日などを確認しておきましょう。

3

節税対策3 日当の支給



① 日当とは

出張では、交通費や宿泊代の実費以外に、食費や通信費など通常勤務の時にはかからない費用に充てるために支給する金品のことです。もう少し詳しく説明すると、通常勤務では社食ランチ500円で済むところ、出張先ではレストランで1,000円はかかるため、その差額を補うために支給するというようなものになります。

日当は、役員及び使用人の全てを通じて適正なバランスがとれた旅費規程に基づいて支給すること、同規模同業種の支給額と同等であることが求められます。

② 2019年度 国内・海外出張旅費に関する調査

産業労働総合研究所の調査によると、日帰り出張の日当の平均支給額(距離・時間・地域区分がない場合)は、部長クラス2,666円、一般社員2,094円、宿泊出張の日

当の平均支給額(全地域一律の場合)は、部長クラス2,900円、一般社員2,355円とのことです。

(参考) 産業労働総合研究所ホームページ

https://www.e-sanro.net/research/research_jinji/shanaisido/shuccho/pr2007-2.html

③ 日当のメリット

日当旅費として適正な額であれば、法人の損金に計上できるだけでなく、受け取った役員や従業員も源泉所得税が課税されません。また、消費税も国内出張であれば仕入税額控除ができます(帳簿に記載等の要件を満たす必要はあります)。インボイス制度導入後もインボイスは不要です。

④ 日当旅費のデメリット

交通費・宿泊費が実費で支給されている場合、日当が給与としての性格を持つとして社会保険算定時の報酬に加算され、保険料や年金の額が高くなる場合があります。実費弁償の性質のものであれば報酬に含まれません。

4 事前確定届出給与 の活用

① 事前確定届出給与とは

通常、役員に対する給与は「定期同額」でなければ損金に算入することができませんが、「支払時期」と「支払金額」を事前に税務署に届出し、届出どおりに支給することで、役員の給与や賞与を損金にすることができる制度です。

② 事前確定届出給与のメリット

役員報酬を低く抑えたまま、多額の賞与を1度に出すことで、社会保険料を減らすことが可能です。

③ 事前確定届出給与のデメリット

急激に業績が悪化した場合でも、届出どおりに支給しなければならず、手続きに誤りがあったときは、支給額全部が損金に算入されないリスクがあります。

④ 留意事項

役員報酬の決定に当たっては、株主総会や取締役会での承認が必要です。その承認に基づいて事前確定届出給与の届出書を作成しますが、提出期限までの日数が短いため、手続きは迅速に行う必要があります。



ここに
注目!

節税になるからといって、設備投資や物品の購入をすると手元のキャッシュが無くなり、経営そのものが危うくなるケースが見受けられます。

「何もしないことが節税」という言葉がありますが、節税もやりすぎると意味がありません。ちまたに溢れる節税広告などに惑わされず、小さな節税の積み重ねが最も効果的といえるのではないのでしょうか。